令和８年度答申第６９号
令和８年１０月２６日

諮問番号　令和８年度諮問第１５号（令和８年５月２５日諮問）
審 査 庁　厚生労働大臣
事 件 名　子ども・子育て拠出金の徴収のための督促処分に関する件

# 答　　申　　書

審査請求人Ｘからの審査請求に関する上記審査庁の諮問に対し、次のとおり答申する。

## 結　　論

本件審査請求については、審査庁において必要な調査検討が尽くされていないから、本件審査請求は棄却すべきであるとの諮問に係る審査庁の判断は、妥当とはいえない。

## 理　　由

第１　事案の概要

１　本件審査請求の骨子

本件は、歳入徴収官厚生労働省年金局事業管理課長（以下「処分庁」という。）が、Ａ社（旧商号はＢ社。以下「本件分割法人」という。）から新設分割により設立された審査請求人Ｘ（以下「審査請求人」という。）に対し、本件分割法人が滞納していた令和６年１月分から同年３月分までの子ども・子育て支援法（平成２４年法律第６５号。令和６年法律第４７号による改正前のもの。以下「支援法」という。）６９条１項の規定に基づく拠出金（以下「本件拠出金」という。）について、国税通則法（昭和３７年法律第６６号）９条の３の規定に基づく連帯納付の責任があるとして、支援法７１条１項等の規定に基づき督促処分（以下「本件処分」という。）をしたことから、審査請求人がこれを不服として審査請求をした事案である。

２　関係する法令の定め

（１）健康保険法（大正１１年法律第７０号）関係

ア　健康保険法１６１条１項本文は、被保険者及び被保険者を使用する事業主は、それぞれ保険料額の２分の１を負担すると規定し、同条２項は、事業主は、その使用する被保険者及び自己の負担する保険料を納付する義務を負うと規定する。

イ　健康保険法１６４条１項本文は、被保険者に関する毎月の保険料は、翌月末日までに、納付しなければならないと規定する。

ウ　健康保険法１８０条１項本文は、保険料その他この法律の規定による徴収金（以下「保険料等」という。）を滞納する者があるときは、保険者等は、期限を指定して、これを督促しなければならない旨規定し、同条２項は、同条１項の規定によって督促をしようとするときは、保険者等は、納付義務者に対して、督促状を発すると規定する。

そして、健康保険法１８０条４項は、保険者等は、納付義務者が同項各号のいずれかに該当する場合においては、国税滞納処分の例によってこれを処分する旨規定し、同項１号は、同条１項の規定による督促を受けた者がその指定の期限までに保険料等を納付しないときを掲げる。

エ　健康保険法１８３条は、保険料等は、この法律に別段の規定があるものを除き、国税徴収の例により徴収すると規定する。

オ　健康保険法１９０条は、保険料等の賦課若しくは徴収の処分又は同法１８０条の規定による処分に不服がある者は、社会保険審査会に対して審査請求をすることができると規定する。

（２）厚生年金保険法（昭和２９年法律第１１５号。以下「厚年法」という。）関係

ア　厚年法８２条１項は、被保険者及び被保険者を使用する事業主は、それぞれ保険料の半額を負担すると規定し、同条２項は、事業主は、その使用する被保険者及び自己の負担する保険料を納付する義務を負うと規定する。

イ　厚年法８３条１項は、毎月の保険料は、翌月末日までに、納付しなければならないと規定する。

ウ　厚年法８６条１項本文は、保険料その他この法律の規定による徴収金を滞納する者があるときは、厚生労働大臣は、期限を指定して、これを督促しなければならないと規定し、同条２項は、同条１項の記載によって督促をしようとするときは、厚生労働大臣は、納付義務者に対して、

督促状を発すると規定する。

そして、厚年法８６条５項は、厚生労働大臣は、納付義務者が同項各号のいずれかに該当する場合においては、国税滞納処分の例によってこれを処分する旨規定し、同項１号は、同条２項の規定による督促を受けた者がその指定の期限までに保険料その他この法律の規定による徴収金を納付しないときを掲げる。

エ　厚年法８９条は、保険料その他この法律の規定による徴収金は、この法律に別段の規定があるものを除き、国税徴収の例により徴収すると規定する。

オ　厚年法９１条１項は、厚生労働大臣による保険料その他この法律の規定による徴収金の賦課若しくは徴収の処分又は厚年法８６条の規定による処分に不服がある者は、社会保険審査会に対して審査請求をすることができると規定している。

（３）支援法関係

ア　支援法６９条１項は、政府は、児童手当の支給に要する費用等に充てるため、同項各号に掲げる者（以下「一般事業主」という。）から、拠出金を徴収する旨規定し、同項１号は、厚年法８２条１項に規定する事業主（支援法６９条１項２号から４号までに掲げるものを除く。）を掲げる。そして、同条２項は、一般事業主は、拠出金を納付する義務を負うと規定する。

イ　支援法７０条は、拠出金の額は、厚年法に基づく保険料の計算の基礎となる標準報酬月額及び標準賞与額に拠出金率を乗じて得た額の総額とする旨規定する。

ウ　支援法７１条１項は、拠出金の徴収については、厚生年金保険の保険料その他の徴収金の徴収の例によると規定するところ、同条２項は、同条１項の拠出金及び当該拠出金に係る厚生年金保険の保険料その他の徴収金の例により徴収する徴収金（以下「拠出金等」という。）の徴収に関する政府の権限で政令で定めるものは、厚生労働大臣が行うと規定し、同条３項は、同条２項の規定により厚生労働大臣が行う権限のうち、国税滞納処分の例による処分その他政令で定めるものに係る事務は、政令で定めるところにより、日本年金機構（以下「機構」という。）に行わせるものとすると規定する。

エ　支援法７５条１項は、支援法７１条２項から７項までの規定による拠

出金等の徴収に関する処分に不服がある者は、厚生労働大臣に対して審査請求をすることができると規定する。

（４）会計法（昭和２２年法律第３５号）関係

会計法６条は、歳入徴収官は、歳入を徴収するときは、これを調査決定し、政令で定めるものを除き、債務者に対して納入の告知）をしなければならないと規定する。

（５）国税通則法関係

国税通則法９条の３は、法人が分割（法人税法（昭和４０年法律第３４号）２条１２号の１０に規定する分社型分割を除く。）をした場合には、当該分割により事業を承継した法人は、当該分割をした法人の国税通則法９条の３各号に掲げる国税（その附帯税を含む。）について、当該分割をした法人から承継した財産の価額を限度として、連帯納付の責めに任ずる旨規定し、同条１号は、分割の日前に納税義務の成立した国税を掲げる。

（６）法人税法関係

ア　法人税法２条１２号の２は、分割法人とは、分割によりその有する資産又は負債の移転を行った法人をいうと規定し、同条１２号の３は、分割承継法人とは、分割により分割法人から資産又は負債の移転を受けた法人をいうと規定する。

イ　法人税法２条１２号の１０は、分社型分割とは、同号イ又はロに掲げる分割をいうと規定し、同号イは、分割により分割法人が交付を受ける分割対価資産（分割により分割承継法人によって交付される当該分割承継法人の株式（出資を含む。）その他の資産をいう（法人税法２条１２号の９イ）。以下同じ。）が当該分割の日において当該分割法人の株主等（株主又は合名会社、合資会社若しくは合同会社の社員その他法人の出資者をいう（法人税法２条１４号）。以下同じ。）に交付されない場合の当該分割（無対価分割（分割対価資産がない分割をいう（法人税法２条１２号の９ロ）。以下同じ。）を除く。）を、法人税法２条１２号の１０ロは、無対価分割で、その分割の直前において分割法人が分割承継法人の株式を保有している場合（分割承継法人が分割法人の発行済株式等の全部を保有している場合を除く。）の当該無対価分割を、それぞれ掲げる。

（７）会社法（平成１７年法律第８６号）関係

ア　会社法３０９条２項は、同項各号に掲げる株主総会の決議は、当該株

主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の過半数（３分の１以上の割合を定款で定めた場合にあっては、その割合以上）を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の３分の２（これを上回る割合を定款で定めた場合にあっては、その割合）以上に当たる多数をもって行わなければならないと規定し、同項１２号は、第５編（注：組織変更、合併、会社分割、株式交換、株式移転及び株式交付）の規定により株主総会の決議を要する場合における当該株主総会を掲げる。

イ　会社法７６３条１項は、１又は２以上の株式会社又は合同会社が新設分割をする場合において、新設分割により設立する会社（以下「新設分割設立会社」といい、新設分割により新設分割をする会社を「新設分割会社」という。）が株式会社であるときは、新設分割計画において、同項各号に掲げる事項を定めなければならないと規定するところ、同項６号は、新設分割設立株式会社（株式会社である新設分割設立会社をいう。以下同じ。）が新設分割に際して新設分割会社に対して交付するその事業に関する権利義務の全部又は一部に代わる当該新設分割設立株式会社の株式の数（種類株式発行会社にあっては、株式の種類及び種類ごとの数）又はその数の算定方法並びに当該新設分割設立株式会社の資本金及び準備金の額に関する事項を掲げる。また、同項１２号は、新設分割株式会社（株式会社である新設分割会社をいう。以下同じ。）が新設分割設立株式会社の成立の日に同号イ又はロに掲げる行為をするときは、その旨を掲げるところ、同号イは同法１７１条１項の規定による株式の取得（同項１号に規定する取得対価が新設分割設立株式会社の株式（これに準ずるものとして法務省令で定めるものを含む。）のみであるものに限る。以下同じ。）をするときを、同号ロは剰余金の配当（配当財産が新設分割設立株式会社の株式のみであるものに限る。）をするときを、それぞれ掲げる。

ウ　会社法７６４条８項は、同法７６３条１項に規定する場合には、新設分割会社は、新設分割設立株式会社の成立の日に、新設分割計画の定めに従い、同項６号の株式の株主となると規定する。

３　事案の経緯

各項末尾掲記の資料によれば、本件の経緯は以下のとおりである。

（１）審査請求人は、令和６年５月２０日に本件分割法人から新設分割（以下

「本件分割」といい、同日を「本件分割日」という。）により設立された株式会社である。

（履歴事項全部証明書（審査請求人）、閉鎖事項証明書（本件分割法人））

（２）処分庁は、本件分割法人に対し、令和６年１月分から同年３月分までの健康保険料、厚生年金保険料及び本件拠出金（以下併せて「本件拠出金等」という。）について、それぞれ同年２月１９日、同年３月１９日及び同年４月１８日に納入の告知（納付期限は、それぞれ同年２月２９日、同年４月１日及び同月３０日）を行ったが、本件分割法人はいずれも納付期限までに納付しなかった。

（弁明書、督促状）

（３）機構は、令和６年５月２７日、本件分割法人に対し、本件拠出金等の納付の指定期日を同年６月１０日とする差押予告通知書を送付した。

（令和７年１２月２６日付け社会保険審査会裁決書（以下「別件裁決書」という。））

（４）機構Ｃ年金事務所長は、令和６年７月２３日付けで、審査請求人に対し、国税通則法９条の３の規定に基づき本件拠出金等について連帯して納付する責任がある旨を記載した「連帯納付責任のお知らせ」と題する書面を送付した。

（別件裁決書、「連帯納付責任のお知らせ」と題する書面）

（５）審査請求人は、令和６年８月１５日（受付）、機構に対し、本件分割は法人税法２条１２号の１０に規定する分社型分割であることから、審査請求人には国税通則法９条の３に規定する連帯納付の責任はない旨を記載した内容証明郵便を送付した。

（別件裁決書、「国税通則法９条の３の連帯責任に関する意見書」と題する書面）

（６）処分庁は、令和６年８月２０日付けで、審査請求人に対し、本件拠出金等の納付の指定期日を同月３０日とする督促状を発した（本件処分）。

（督促状）

（７）審査請求人は、令和６年９月１１日付けで、審査庁に対し、本件処分のうち本件拠出金に係る部分を不服として本件審査請求をするとともに、行政不服審査法（平成２６年法律第６８号。以下「行審法」という。）２５条２項の規定に基づき、同部分について執行停止の申立てをした。

（審査請求書、執行停止申立書）

（８）審査請求人は、令和６年９月１１日付けで、社会保険審査会に対し、本件処分のうち健康保険料及び厚生年金保険料に係る部分を不服として審査請求（以下「別件審査請求」という。）をしたところ、社会保険審査会は、令和７年１２月２６日付けで、審査請求人に対し、「健保法第１８３条、厚年法第８９条及び国税通則法第９条の３第１号の規定により、本件分割により事業を承継した法人である請求人は、当該分割をした法人である本件滞納事業所の、分割の日前に納付義務の成立した本件滞納保険料等について、当該分割をした本件滞納事業所から承継した財産の価格を限度として、連帯納付の責任があるものというべきである。（中略）原処分は相当であって、これを取り消すことはできず、本件審査請求は理由がない」として、別件審査請求を棄却する旨の裁決をした。

（別件裁決書）

（９）審査庁は、令和８年５月２５日、当審査会に対し、本件審査請求を棄却すべきであるとして本件諮問をした。

（諮問書、諮問説明書）

４　審査請求人の主張の要旨

（１）分社型分割該当性について

ア　本件では、令和６年５月２０日付け新設分割計画書１（以下「本件分割計画書」という。）に記載のとおり、審査請求人は、同日、普通株式１００株を発行し、本件分割法人に対し、分割の対価として普通株式１００株を割当交付している。

そして、本件分割法人は、令和６年５月２０日、この審査請求人の普通株式１００株のうち、６６株（以下「本件株式」という。）をD社に、３４株をE社にそれぞれ無償で譲渡している。同日当時の本件分割法人の株主は、F及びG社であり、分割対価資産である審査請求人の株式はいずれも本件分割法人の株主等に交付されていない。

したがって、「分割により分割法人が交付を受ける分割対価資産が当該分割の日において当該分割法人の株主等に交付されない場合の当該分割」（法人税法２条１２号の１０）であって、国税通則法９条の３で排除された分社型分割に該当することは明らかであるから、分社型分割に対して行われた処分庁の審査請求人に対する本件処分は、国税通則法９条の３に反し違法である。

イ　処分庁は、本件分割法人の取締役会議事録（以下「本件議事録」という。）に、本件株式をＦに譲り渡すことが可決承認された旨記載されていることをもって、あたかもＦに本件株式が譲渡されたかのように主張する。

しかしながら、本件議事録は、本件分割法人内部での意思決定にすぎず、譲受人との合意による株式の譲渡契約自体とは異なる。実際の株式譲渡は、譲渡人本件分割法人と譲受人Ｄ社との間の株式譲渡契約書（以下「本件株式譲渡契約書」という。）及び譲渡人本件分割法人と譲受人Ｅ社との間の株式譲渡契約書によって行われており、処分庁の主張するＦとの株式譲渡は実際には行われていない。ましてや株式名簿に記載されなければ、その株式譲渡は対抗要件を有しないところ、審査請求人の株主名簿（以下「本件株主名簿」という。）に記載されているのは、上記の各株式譲渡契約書の内容である。

このように、処分庁の主張するＦへの譲渡については、実際には株式譲渡契約書も存在せず、株主名簿への記載とも反するものである。

（２）連帯納付責任の範囲について

仮に本件が国税通則法９条の３で連帯納付の責任を負う分割に該当したとしても、責任の範囲は同条ただし書により「当該分割をした法人から承継した財産（中略）の価額を限度とする」と限定されているところ、処分価値を前提とすると、審査請求人が承継した積極財産は５０００万円を超えない。

したがって、処分庁が審査請求人に対し積極財産の５０００万円を超える金額での連帯納付責任を課すことは、国税通則法９条の３ただし書の限度を超えるものであって違法である。

第２　諮問に係る審査庁の判断

１　分社型分割該当性について

審査請求人は、令和６年５月２０日に本件分割法人が本件分割を行ったことにより設立された。

処分庁が本件分割法人から徴取した本件分割計画書には、具体的に審査請求人が本件分割法人から承継する権利義務については本件分割計画書別紙２「承継する権利義務目録」記載のものと記載されており、本件分割計画書５条３項には、審査請求人は、本件分割法人の有する債務を併存的に引き受けると記載されているが、同目録添付の承継権利義務明細表に記載されている

承継する負債に社会保険料は含まれていない。

また、本件分割計画書には、審査請求人は、分割に際して、普通株式を１００株発行し、本件分割法人から承継する権利義務の対価として、普通株式１００株を本件分割法人に割当交付すると記載されている。

処分庁が法務局で取得した「新設分割による株式会社設立登記申請書」を確認したところ、本件分割計画書の作成日（注：本件分割の日付が記載されている）と同日付けで作成された本件分割法人の取締役会議事録（本件議事録）において、新設分割設立株式会社となる審査請求人の普通株式６６株（本件株式）を本件分割法人の株主であるＦへ譲渡し、取締役会において承認されていることが分かる。なお、審査請求人は、本件株式を別事業所に譲渡したと主張しているが、本件議事録から譲受人は別事業所ではなく、本件分割法人の株主であるＦであることは明らかである。

すなわち、審査請求人から分割対価として本件分割法人へ交付された株式１００株のうち少なくとも６６株については、実際には本件分割日に本件分割法人からその株主であるＦに交付されている。したがって、本件分割は、法人税法２条１２号の１０における「分割により分割法人が交付を受ける分割対価資産が当該分割の日において当該分割法人の株主等に交付されない場合」には該当せず、国税通則法９条の３の除外事由（分社型分割）には該当しない。

２　連帯納付責任の範囲について

上記１のとおり、本件分割は分社型分割に該当しない以上、審査請求人は、国税通則法９条の３の規定に基づき、本件分割法人の本件分割日前に納付義務の成立した本件拠出金につき、本件分割法人から承継した財産価額を限度として連帯して納付する責任があるといえる。なお、財産価額の限度額の立証責任は審査請求人にあるが、その金額の根拠を示しておらず、これを確認できる資料及び事情も見当たらない。

３　結論

以上により、処分庁が行った本件処分は法令に基づいた適切なものであり、本件処分の取消しを求める審査請求人の主張は理由がないといえる。

よって、本件審査請求には理由がないため、棄却すべきである。

第３　当審査会の判断

１　本件諮問に至るまでの一連の手続について

（１）本件では、①審査請求書の副本送付（令和６年１１月１日）から弁明書

の受付（令和７年１月３０日）まで約３か月、②反論書の提出（同年３月３日）から審理員意見書の提出（同年７月７日）まで約４か月、③審理員意見書の提出（同日）から本件諮問の受付（令和８年５月２５日）まで約１０か月の期間を要している。

しかし、上記①及び②の各手続に上記の各期間を要したことについて特段の理由があったとは認められない。審査庁（審理員）においては、手続の迅速化を図ることが求められる。

また、上記③の手続に約１０か月もの期間を要した理由を審査庁に確認したところ、審査庁は、健康保険料、厚生年金保険料及び子ども・子育て拠出金については、機構の各年金事務所において、一つの処分として差押処分等を行っており、健康保険料及び厚生年金保険料に係る処分は社会保険審査会において不服申立ての審査が行われるところ、機構においては、健康保険料及び厚生年金保険料又は子ども・子育て拠出金に係る部分を分割して取り消す事務処理が不可能であるため、健康保険料及び厚生年金保険料に係る処分に対する審査請求（別件審査請求）についての社会保険審査会の裁決と異なる結論とならないかどうかを確認する必要があった旨説明する（令和８年６月２３日付け審査庁事務連絡）。

しかし、現行の制度においては、健康保険料及び厚生年金保険料に係る処分については社会保険審査会に対して審査請求を行い、子ども・子育て拠出金に係る処分については厚生労働大臣に対して審査請求を行うこととされているのであるから（上記第１の２（１）オ、（２）オ及び（３）エ）、それぞれの審査請求の手続は、本来、独立して迅速に進めるべきである。なお、同じ処分庁が一つの処分として行っている本件処分に対する審査請求について、健康保険料及び厚生年金保険料に係る部分と子ども・子育て拠出金に係る部分とに分け、それぞれ審査庁を異にする別々の手続によることとしている現行の制度は、合理性に疑問があるといわざるを得ず、制度所管庁においては、このような審査請求制度について見直しを検討されたい。

（２）上記（１）で指摘した点及び下記３で付言する点以外には、本件審査請求から本件諮問に至るまでの一連の手続に特段違法又は不当と認めるべき点はうかがわれない。

２　本件処分の違法性又は不当性について

（１）分社型分割該当性

ア　国税通則法９条の３は、法人が分割（法人税法２条１２号の１０に規定する分社型分割を除く。）をした場合には、当該分割により事業を承継した法人は、当該分割をした法人の分割の日前に納税義務の成立した国税について、当該分割をした法人から承継した財産の価額を限度として、連帯納付の責めに任ずる旨規定する（上記第１の２（５））。

そして、法人税法２条１２号の１０は、分社型分割とは、分割により分割法人が交付を受ける分割対価資産が当該分割の日において当該分割法人の株主等に交付されない場合の当該分割（同号イ）又は無対価分割で、その分割の直前において分割法人が分割承継法人の株式を保有している場合における当該分割（同号ロ）をいう旨規定する（上記第１の２（６）イ）。

本件において、ロの分社型分割に該当しないことは明らかであるので、以下、イの分社型分割該当性について検討する。

イ　審査請求人は、本件分割計画書において、審査請求人が本件分割に際して普通株式１００株を発行し、これを本件分割法人から承継する権利義務の対価として本件分割法人に割当交付すると定められていることから、会社法７６４条８項によれば、審査請求人の成立の日に本件分割法人が審査請求人の株主となったものであり、本件分割計画書では本件分割が分社型分割であることに間違いはない旨を主張するところ、これは、新設分割計画において分割対価資産が分割法人の株主等に直接交付されない形式とされていることをもって、分社型分割に該当する旨を主張するものと解される。

しかしながら、会社法においては、分割対価資産である分割承継法人の株式を分割法人の株主に直接交付する方法による分割（いわゆる人的分割）は廃止され、分割承継法人の株式は必ず分割法人に交付することとされている（会社法７６４条８項、７６３条１項６号）。そして、従前の人的分割と同様の効果をもたらす手続として、一旦分割承継法人から分割法人へ当該株式を交付した後に、全部取得条項付種類株式の取得の対価又は剰余金の配当として当該株式を分割法人の株主に交付する方法が規定されている（会社法７５８条８号イ及びロ、７６３条１項１２号イ及びロ）。そうすると、分社型分割に該当するか否かについては、分割日において、最終的に分割対価資産である分割承継法人の株式が分割法人の株主に交付されたか否かを認定した上で判断すべきと考えられる。

したがって、本件分割が分社型分割に該当するか否かは、本件分割日に

おいて、最終的に分割対価資産である審査請求人の株式が本件分割法人の株主に交付されたか否かをもって判断すべきである。審査請求人の上記主張は、その前提が会社法の規定と齟齬するものであり、採用することができない。

ウ　審理員は、分社型分割の定義のうち「当該分割法人の株主等に交付されない場合」（法人税法２条１２号の１０）とは、分割承継法人の株式が分割の日において分割法人にとどまっていることであって、分割法人の株主ではない者（第三者）に譲渡されていることではないと解される旨主張する。このような審理員の主張に係る解釈を採用した場合、仮に審査請求人が主張するようにＤ社に対して本件株式が交付されたとしても、本件分割日において本件分割法人から第三者（Ｄ社及びＥ社）に分割対価資産である審査請求人の株式が交付されている以上、本件分割法人に当該株式がとどまっていないことになるから、本件分割は分社型分割に該当せず、審査請求人は国税通則法９条の３に基づく連帯納付責任を負うことになる。

しかしながら、国税通則法９条の３が連帯納付責任の対象から分社型分割を除いた趣旨は、分社型分割にあっては、分割法人は分割承継法人に移転した純財産の額を表章する分割承継法人の株式等を取得することとなり、分割法人の財産が減少しない点にある（一般財団法人大蔵財務協会発行・令和４年版「国税通則法精解」・２０８頁参照）ところ、分割法人がその株主等以外の第三者に分割対価資産を譲渡する場合であっても、通常は当該第三者から相当の対価を受領することになるから、当該分割法人の財産が減少することはない。また、仮に当該分割法人が当該第三者に無償で分割対価資産を譲渡するなど不当に公租公課の徴収を免れようとする場合には、詐害行為取消権の行使等により当該分割法人の財産を保全した上で当該分割法人を徴収対象にすれば足りるのであって、いずれにしても、分割対価資産が分割法人にとどまらない場合（分割法人の株主等以外の第三者に交付される場合）を分社型分割に該当しないものとして分割承継法人に連帯納付責任を負わせる必要性は見当たらないというべきである。

したがって、上記の審理員の主張に係る解釈は採用することができない。

エ　以上によれば、本件では、本件分割日において、最終的に分割対価資産である審査請求人の株式（本件株式）が本件分割法人の株主であるＦに交付されたと認められるか否かにより、審査請求人の連帯納付責任の

有無が決せられることとなる。

（２）Ｆに対する本件株式の交付の有無

ア　審査庁の認定等

（ア）審査庁及び審理員は、要旨、①本件分割による審査請求人の設立に係る登記申請書に添付された本件議事録には、本件分割法人からＦに対して本件株式を譲渡する旨が記載されていること、②審査請求人が発行した普通株式は譲渡制限株式であり、その譲渡には会社（審査請求人）の承認が必要であるところ、令和６年５月２０日付けで審査請求人の取締役が作成した決定書（以下「本件決定書」という。）には、本件分割法人がＦに対して本件株式を譲渡することを承認する旨が記載されていること、③本件分割時に本件分割法人の代表取締役であったＨは、令和６年８月２０日に行われた機構との協議において、顧客から預かった前受金を守るために急遽本件分割を行った旨を述べており（「Ａ社、Ｘとの協議内容【要約版】」と題する書面）、本件分割が債権者である処分庁に対して詐害的に行われたとも考えられること、④同協議において、Ｈは、本件議事録について「内容について誤っていたので後日議事録を差し替えた」などと、本件株式の譲受人をＦからＤ社に修正した議事録に差し替えた旨述べている（「Ａ社、Ｘとの協議内容【要約版】」と題する書面）にもかかわらず、法務局に提出された本件議事録が修正したものに差し替えられていないこと及び決定事項が後々差し替えになった理由について明確な説明がなされなかったことを主たる理由として、本件分割法人からＦに対して本件株式が交付されたと認定することができ、Ｄ社に対して本件株式が交付されたという審査請求人の主張は採用することができない旨主張する（なお、上記の審査庁及び審理員の主張内容を踏まえると、Ｈの「内容について誤っていたので後日議事録を差し替えた」との申述は、本件分割法人の内部に保管する本件議事録を修正したものに差し替えたという趣旨であり、法務局に提出した本件議事録を差し替えたとの趣旨ではないと解される。）。

（イ）本件議事録及び本件決定書の存在は、いずれもＦに対して本件株式が交付されたことを推認させる事情である。

また、ＦとＥ社との間においては、令和６年４月１１日付けで本件分割法人の共同経営事業に関する合意書が作成されており、その中に

は、ＦがＥ社から同年７月１日に本件分割法人の６６パーセント相当の株式を取得する旨の条項があるところ、本件分割会社からＥ社に対して、審査請求人の発行した株式の３４パーセント相当が譲渡された事実を併せみれば、Ｆに対して本件株式が交付されたとする審査庁の認定は、当該合意書の内容に沿うものである。

（ウ）もっとも、取締役会議事録については、虚偽記載の制裁こそあるものの（会社法９７６条７号）、そのことをもって取締役会議事録の記載内容の真実性が常に担保されているとまではいい難いから、本件議事録の記載内容が真実であるとは直ちには認め難い。

本件株式をＦに譲渡することを承認可決する旨の記載のある本件議事録は、本件分割において、審査請求人から分割対価資産として交付された普通株式の譲受人を明らかにする書類といえるが、新設分割による株式会社の設立登記の申請において、普通株式の譲受人を明らかにする書類を添付することが法令上求められていたわけではない。そのほか、新設分割による株式会社の設立登記の申請において、会社法８０５条に規定する場合（注：新設分割により新設分割設立会社に承継させる資産の帳簿価額の合計額が新設分割株式会社の総資産額として法務省令で定める方法により算定される額の５分の１を超えない場合。本件がこれに該当しないことは明らかである。）を除き、添付書面として取締役会議事録の提出が求められる法令上の根拠も見当たらない（商業登記法（昭和３８年法律第１２５号）４６条１項及び２項、８６条参照）。

以上のことに照らすと、仮に本件議事録の内容に誤りがあったために、本件分割法人において修正された議事録が作成されたとしても、審査請求人において、法務局に対し、既に提出した本件議事録を修正したものに差し替えなければならない法的義務はなく、法務局に提出された本件議事録が修正されたものに差し替えられていないことが不合理であるとまではいえない。よって、本件議事録が差し替えられていない事実をもって、「（内容が誤っていたため、本件分割法人の内部に保管する本件議事録を修正したものに）差し替えた」というＨの申述が虚偽であるとまではいい難い。

イ　更なる調査検討が必要な事項

本件においては、上記アのとおり、Ｆに対して本件株式が譲渡されたことを推認させる本件議事録及び本件決定書が存在する一方で、審査請求人

が主張するように、D社に対して本件株式が交付されたことを推認させる資料として、本件分割法人がD社に対し令和６年５月２０日をもって本件株式を譲渡する旨が記載された株式譲渡契約書（本件株式譲渡契約書）及び同日時点における審査請求人の株主がD社及びE社である旨が記載された株主名簿（本件株主名簿）も存在する。

しかるところ、本件においては、下記（ア）から（エ）までに係る事項について更なる調査検討をしなければ、Fに対して本件株式の交付があったと認定するには合理的な疑いが残るといわざるを得ない。

（ア）仮に、審査請求人が主張するようにD社に対する本件株式の交付があった場合、そのような場合として、おおむね、以下の２つの類型が考えられる。すなわち、①当初からFに対して本件株式が譲渡されていない場合（例えば、本件分割法人及び審査請求人のそれぞれの内部において、Fに対して本件株式を譲渡することを決議し、その旨を記載した本件議事録及び本件決定書を作成したが、その後株式譲渡契約の締結前に当事者が翻意したことにより、D社に対して本件株式を譲渡することになった場合）、②一旦はFに対して本件株式が譲渡されたが、その後当該譲渡が何らかの理由（当事者による株式譲渡契約の合意解除等）により消滅し、改めて本件分割日にD社に対して本件株式が譲渡された場合などが考えられる。そして、これらの場合、Fに対する本件株式の譲渡を前提とする本件議事録及び本件決定書が存在することと、D社に対する本件株式の譲渡を前提とする本件株式譲渡契約書が存在することは矛盾せず、両立し得ることになる。

上記ア（ア）のとおり、Hは、機構との協議において、本件議事録に関し、「内容について誤っていたので後日議事録を差し替えた」と述べているところ、本件議事録を「差し替えた」具体的な理由、すなわち本件議事録、本件決定書及び本件株式譲渡契約書がどのような経緯で作成されたのか（上記①若しくは②の事情又はそれら以外の事情が存在したのか）についてまでは明らかにされていない。

そして、一件記録をみても、処分庁（機構）が本件分割法人又は審査請求人の関係者に対し、本件議事録を「差し替えた」具体的な理由、すなわち本件議事録、本件決定書及び本件株式譲渡契約書の作成経緯等について聴取した形跡は見当たらず、また、Hの申述に関して、「差し替え」後の取締役会議事録がそもそも作成されているのかを確認したり、

本件分割の詐害性をうかがわせる申述部分と本件議事録を「差し替えた」ことがどのような関係にあるのかを検討したりした形跡も見当たらない。しかるところ、これらの聴取、確認及び検討をしなければ、本件議事録及び本件決定書をもってＦに対して本件株式が譲渡されたとは断じ得ないにもかかわらず、処分庁（機構）はこれらの聴取等を行っておらず、審査庁においても、処分庁がこれらの聴取等を行っていないことを踏まえた上で改めて上記各文書の作成経緯やＨの申述に関する調査検討を行うことなく、Ｆに対して本件株式が譲渡されたと判断している。

（イ）本件分割日における審査請求人の株主がＤ社及びＥ社である旨が記載された本件株主名簿には、「令和６年登簿第７８２号」という文字がゴム印により印字されており、法務局等の公的機関に提出されたものであることがうかがわれる。

この点、審査請求人については、令和６年９月２日付けで新設分割が行われ、新たにＩ社が設立されていることが認められるところ（履歴事項全部証明書（Ｉ社））、本件株主名簿は、審査請求人が本件分割時ではなく、上記新設分割によるＩ社の設立に係る登記申請書に添付した書類（すなわち、審査請求人の株主総会において当該新設分割が決議されたことを裏付けるための添付書類）であることも考えられる。仮にそうであるとすれば、本件株式の譲受人をＤ社とすべく本件株式譲渡契約書及び本件株主名簿が事後的に整えられた可能性は否定できない。

他方、①機構は、令和６年５月２７日、本件分割法人に対し、本件拠出金等の納付の指定期日を同年６月１０日とする差押予告通知書を送付したこと、②Ｈは、同月６日、機構Ｃ年金事務所に対し、本件分割をして審査請求人を設立した旨、本件分割法人に社会保険料を含む負債を残し、資産のみを承継させる旨、本件分割法人に本件拠出金等を納付する資力はない旨などを説明したこと、③機構Ｃ年金事務所長は、同年７月２３日付けで、審査請求人に対し、国税通則法９条の３の規定に基づき本件拠出金等について連帯して納付する責任がある旨を記載した「連帯納付責任のお知らせ」と題する書面を送付したことが認められるところ（別件裁決書、令和８年６月２３日付け審査庁事務連絡、上記第１の３（３）及び（４））、処分庁又は機構において、上記①及び③の各書面を送付するよりも前に、審査請求人に対して本件拠出金等に係る連帯納付責任を負う旨を指摘したと認めるに足りる資料は見当たらない。仮に、

本件株式名簿が上記①及び③の各書面の送付前に作成され、公的機関に提出されたものであることが判明すれば、審査請求人の主張やこれを裏付ける本件株式譲渡契約書及び本件株主名簿は、審査請求人が本件拠出金等に係る連帯納付責任を免れるためになされた後付けのものではなく、当初からD社に対して本件株式を譲渡することが予定されていたことの証左となる。

しかし、処分庁又は機構においては、本件株主名簿の提出先や提出時期等について確認しておらず、審査庁においても上記の観点からの調査検討をしていない。

（ウ）審査請求人が発行した普通株式は譲渡制限株式であり、その譲渡には会社（審査請求人）の承認が必要であるところ（審査請求人の定款）、本件議事録に記載されたFに対する本件株式の譲渡に関しては、審査請求人がこれを承認した旨の記載のある本件決定書が存在する。

他方、一件記録をみても、D社に対する本件株式の譲渡に関しては、本件決定書に相当する資料は見当たらない。仮に審査請求人が主張するように、本件分割法人からD社に対する本件株式の譲渡の事実があったならば、本件決定書に相当する、審査請求人が当該事実を承認したことを裏付ける資料が存在してしかるべきである。反対に、当該資料が存在せず、本件決定書のみが存在するということになれば、審査請求人の主張やこれを裏付ける本件株式譲渡契約書及び本件株主名簿は後付けのものであり、実際には本件分割法人からD社に対する本件株式の譲渡の事実はなかったことを推認させるものとなる。

このように、審査請求人が本件分割法人からD社に対する本件株式の譲渡を承認したことを裏付ける資料が存在するか否かは、審査請求人の主張を採用できるか否かを判断するに当たり重要な考慮要素となるが、処分庁においては、そもそも当該資料が存在するか否かを確認しておらず、審査庁においてもこの点につき調査検討を尽くしていない。

（エ）D社に関し、その設立経緯その他Fとの関係等を調査することにより、審査請求人が本件拠出金等に係る連帯納付責任を免れるために、事後的にD社に対して本件株式を譲渡することにしたことをうかがわせる事情が明らかになる可能性も考えられる。

しかし、一件記録をみても、D社の設立経緯その他Fとの関係等を明らかにする根拠資料は見当たらず、機構と本件分割法人及び審査請求人

との協議においても、処分庁（機構）がD社とFとの関係について具体的に聴取した形跡は見当たらない。そして、審査庁においても、D社の設立経緯その他Fとの関係等について調査検討を尽くしていない。

ウ　小括

以上のとおり、本件においては、Fに対して本件株式が交付されたと認定するための調査検討が不十分というべきであるから、当該認定を前提として、本件分割が分社型分割に該当せず、審査請求人が国税通則法９条の３に基づく連帯納付責任を負うことを是認する審査庁の判断は、妥当でない。

３　付言

（１）執行停止について

審査請求人は、令和６年９月１１日付けで、本件処分について執行停止の申立てをしたが（上記第１の３（７））、審査庁は、少なくとも令和８年６月２３日時点において、本件処分について執行停止をするかどうかを決定しておらず（令和８年６月２３日付け審査庁事務連絡）、また、同年１０月６日時点では執行停止を行わないと判断しているとのことであるが、審査請求人にその旨の通知は行われていない（令和８年１０月６日付け審査庁事務連絡）。

執行停止の申立てがあったときは、審査庁は、速やかに、執行停止をするかどうかを決定しなければならず（行審法２５条７項）、執行停止をしない旨の決定をしたときは、その旨及びその理由を申立人に通知する必要がある（「行政不服審査法事務取扱ガイドライン」（令和４年６月（令和８年５月改訂）総務省行政管理局）〔本文編〕２９頁参照）。しかし、本件では、上記のとおり、審査庁は、審査請求人による執行停止の申立てがされてから１年９か月以上経過した時点においても、執行停止をするかどうかを決定しておらず、執行停止をしない旨の決定をした後も審査請求人にその旨及びその理由を通知していないことから、極めて不適切というほかない。

審査庁は、執行停止の申立てに係る審査請求人の合理的な期待に応えるべく速やかに執行停止をするかどうかを決定すべきであり、執行停止をしない旨の決定をした場合には審査請求人にその旨及びその理由を通知するなど、執行停止の申立てに係る対応を改善する必要がある。

（２）諮問時における資料の提出等について

審査庁が当審査会に諮問するに当たっては、審査請求に係る処分の適否を判断することができる資料を十分にそろえて提出する必要があるところ、審査庁は、本件諮問に当たり、諮問説明書や審理員意見書等に記載された新設分割計画書や設立登記申請書等の複数の資料を提出しなかった。

そのため、当審査会は、審査庁に対し、上記資料を含む不足資料の追加提出を複数回にわたり求めなければならず、審査庁からそれらの資料や回答が追加提出されるまでに長期間を要し、その間、当審査会は、本件の調査審議を進めることができなかった。

審査庁が当審査会に諮問をするに当たっては、当該諮問に係る審査庁の判断を根拠付ける資料が十分にそろっているか否かの確認を確実に実施されたい。

4　まとめ

以上によれば、本件審査請求については、審査庁において必要な調査検討が尽くされていないから、本件審査請求は理由がないから棄却すべきであるとの諮問に係る審査庁の判断は、妥当とはいえない。

よって、結論記載のとおり答申する。

行政不服審査会　第２部会

委　員　田　澤　奈津子

委　員　下　井　康　史

委　員　羽　田　淳　一